

政府所有米穀のカビの検査及びカビ毒の分析の結果 (令和元年度)

農林水産省は、国内で保管している米穀(政府所有米穀。以下同じ。)について、販売直前に全量を解袋し、1袋ごとにカビ状異物の有無を目視等で検査(以下「カビの検査」という。)するとともに、試料を採取し、カビ毒を分析しています。

今般、平成31年4月から令和2年3月までの結果をとりまとめました。

○ 食品用として販売予定であった米穀11万トンのうち、カビ状異物が混入していた42トン(0.04%)について、容器包装の単位(30 kg 又は1 t)ごとに隔離し、全量を廃棄処分しています。また、販売する11万トン全てについて、カビ毒(総アフラトキシン)の分析を行ったところ、全て規制値未満の濃度であり、定量下限(0.001 mg/kg)未満でした。

○ 飼料用として販売予定であった米穀56万トンのうち、混入していたカビ状異物1トン(0.0002%)を分離し、全て廃棄処分しています。また、販売する56万トン全てについて、カビ毒(総アフラトキシン、デオキシニバレノール、ゼアラレノン及びフモニシン)の分析を行ったところ、全て基準値未満の濃度であり、総アフラトキシン、ゼアラレノン及びフモニシンについては、定量下限(総アフラトキシン:0.001 mg/kg、ゼアラレノン:0.05 mg/kg、フモニシン:0.04 mg/kg)未満でした。また、デオキシニバレノールについては、分析点数6,600点のうち3点(0.05%)が定量下限(0.02 mg/kg)を超えましたが、基準値の10分の1未満の濃度でした。

1 農林水産省の取組

農林水産省は、政府所有米穀の安全性を確保するため、

- (1) 平成21年2月以降、輸入米について、販売直前に、カビの混入及びカビ毒に関して食品衛生法上等問題がないことを確認していました。
- (2) 平成22年10月に、政府所有米穀の販売等業務を民間に委託した以降も、(1)の確認を継続しています。
- (3) なお、主要食糧である米穀の備蓄運営に万全を期し、消費者利益の保護を最優先する観点で、平成31年4月から政府が保管・販売する輸入米だけでなく、政府備蓄米(備蓄用精米は平成30年度から実施済み。)についても、販売直前にカビの検査やカビ毒の分析を実施しています。

2 令和元年度におけるカビの検査及びカビ毒の分析の結果

(1) カビの検査

食品用に販売予定であった米穀105,841トン及び飼料用に販売予定であった米穀562,580トンについて、カビの検査を行いました。[\(具体的な検査方法はこちら\)](#)

この結果、食品用に販売予定であった米穀では29件^{注1)}、飼料用に販売予定であった米穀では36件^{注1)}のカビ状異物が発見され、食品用では、カビ状異物が混入していた容器包装の単位(30 kg 又は1 t)で42トン、飼料用では、混入していたカビ状異物1トンについて分離し、それぞれ全て廃棄処分しています(表1)。

注1) 件数は、同一倉庫に保管されている米穀について、1日の検査作業単位でカビ状異物が発見された場合を1件としています。

(表1) カビの検査対象数量及び廃棄数量

用途	カビの検査対象数量 (トン)	廃棄数量 (トン)	廃棄数量割合 (%)
食品用	105,841	42	0.04
飼料用	562,580	1	0.0002

(2) カビ毒の分析の結果

(1)で廃棄したものを除き、食品用に販売する米穀 105,799 トン及び飼料用に販売する米穀 562,579 トンについて、カビ毒の分析を行いました(表2・表3)。

この結果、食品用及び飼料用ともに、全ての試料で規制値(基準値)未満の濃度であり、総アフラトキシン、ゼアラレノン及びフモニシンについては、定量下限(総アフラトキシン: 0.001 mg/kg、ゼアラレノン: 0.05 mg/kg、フモニシン: 0.04 mg/kg)未満でした。また、デオキシニバレノールについては、分析点数 6,600 点のうち3点(0.05%)が定量下限(0.02 mg/kg)を超えましたが、基準値の 10 分の1未満の濃度でした。[\(具体的な分析方法はこちら\)](#)

(表2) 食品用に販売する米穀のカビ毒の分析結果 (分析対象数量 105,799トン)

カビ毒	試料点数	規制値 (mg/kg)	規制値以下 の点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限未 満の点数	濃度範囲 (mg/kg)
総アフラトキシン (B ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及び G ₂)	1429	0.010	1429	0.001	1429	< 0.001

(表3) 飼料用に販売する米穀のカビ毒の分析結果 (分析対象数量 562,579トン)

カビ毒	試料点数	基準値 (mg/kg)	基準値以下 の点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限未 満の点数	濃度範囲 (mg/kg)
アフラトキシン B ₁ ^{注2)}	6600	0.01	6600	0.001	6600	< 0.001
デオキシニバレノール ^{注3)}	6600	1	6600	0.02	6597	^{注3)} 0.07-0.09
ゼアラレノン ^{注4)}	6600	0.5	6600	0.05	6600	< 0.05
フモニシン ^{注5)}	1880	4	1880	0.04	1880	< 0.04

注2) 飼料用については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく有害物質(カビ毒)の指導基準はアフラトキシン B₁ 0.01 mg/kg ですが、食品の規制値の場合と同じように総アフラトキシン(B₁、B₂、G₁及び G₂)を分析して、アフラトキシン B₁の指導基準と比較しています。

注3) デオキシニバレノールについては、定量下限以上の検出があった3点の濃度範囲です。

注4) ゼアラレノンについては、令和2年1月6日から基準値を1から 0.5 に変更しました。

注5) フモニシンについては、令和2年1月6日から基準値を4として分析を開始しました。

問い合わせ先

政策統括官付貿易業務課

代表 03-3502-8111 直通 03-6744-1388

担当 政府米麦品質保証チーム(内線 5021)